

# サービス再販売約款

第一条（約款） サービス再販売約款(以下、本約款)は、専用サーバーサービスに対して適用される約款です。

第二条（再販売の許諾） 利用者は当社の提供するサーバーサービスの一部、または全部を正式に契約し、利用者が当社との契約時に締結するすべての約款を遵守する場  
合に限り、利用者に対し当社が提供するサービスの全部、または一部を、ほかの第三者(以下、再利用者)に対して、有償、または無償で、貸し出すことができます。ただ  
し契約時に再販売禁止の条項がある場合は、再利用者に対し貸し出すことはできません。

2 当社は通知、料金の支払い、およびその他のすべての取引を、利用者に対してのみ行います。そのため再利用者は、当社に対する請求、または取引、あるいは支払い  
を、利用者を通して行う必要があります。

3 再利用者は、当社と利用者との契約満了、または契約解除に対し、一切の請求、または抗弁を行えません。

4 再利用者の行為が、基本約款第十条第一項、または第二項の事由に抵触する場合、当社はそれらを利用者が行ったものとみなし、第十条を準用できるものとします。

5 利用者は再利用者に対し独自の約款、または規定を作成し、当該約款類の項目が、利用者が当社との契約時に締結するすべての約款、または契約条件と矛盾、または  
反する場合、利用者が当社との契約時に締結するすべての約款、または契約条件が優先されるものとします。

6 再販売の手法が適法ではない、または当社の提供するサービスに影響を与える等、利用者のサービス再販売の目的、または方法が、本サービス利用にふさわしくない  
と当社が判断する場合、利用者に対し再販売の許諾を取り消すことができるものとします。当社は利用者に対し再販売の許諾を取り消した場合、その根拠を開示する義務  
を負わないものとします。

第三条（免責・賠償） 再利用者の作為、または不作為によるサービス利用不能等が発生した場合、当社は責を負わないものとします。

2 基本約款第十二条第二項により、利用者と再利用者との紛争については、利用者が自らその責任と費用負担において解決するものとします。

3 再利用者の行為により当社に損害を与えた場合、利用者が当社に賠償を支払うものとします。

## 附則

第一条（適用開始） この約款は、平成23年11月14日より適用されます。